

大学生の皆さん、甘い言葉に騙されないで！

FX自動売買システム勧誘行為に注意

悪質業者2人を逮捕！

FX（外国為替証拠金取引）をめぐる大学生などの若者が勧誘されて手を出し、トラブルに巻き込まれるケースが社会問題となっている中、京都府城陽警察署では令和2年3月、FXの自動売買システムを販売する契約をした際、必要な書類を交付しなかったとして特定商取引に関する法律違反で悪質業者の男性2名を逮捕しました。

被害者の多くは大学生で、被害者には多額の借金が残りました。

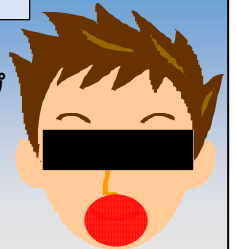
被害者：大学生Aさん

「儲かるようにサポートする」「負けたら全額返す」「専門的な知識がなくても簡単に儲かる」などと言って誘ってきました。安易に誘いに乗ってしまいました。



被害者：大学生Bさん

SNS等に派手な生活ぶりをアップして「自分も儲かっている」とアピールしていました。言われたことを信用してしまいました。



要注意！こんな業者は悪質業者！！

営業所以外の場所等に呼び出されて契約を締結すれば訪問販売に該当します。

①書面を交付しない！

契約の申し込みをした際に直ちに書面を交付されなかったり、契約を締結したときに遅滞（申し込みの際、即時に契約を締結したときは直ちに）なく書面を交付されなかった場合、それは悪質業者です。

②「絶対儲かる」などと言って勧誘する！

為替取引など将来の相場の予測を完璧にできる人はいません。それにもかかわらず「絶対に儲かるから」などと言って勧誘してきた場合、それは悪質業者です。

③クーリング・オフ制度について説明しない！

一定期間内であれば申込み・契約を無理由かつ無条件で撤回・解除できる権利であるクーリング・オフ制度について説明を全くしない場合、それは悪質業者です。



京都府警察

悪質商法110番

☎ 075-451-9449